

京都市上下水道局告示第13号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第3号の規定に基づき営業所の変更届の提出がありましたので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成26年4月23日

京都市公営企業管理者  
上下水道局長 水田 雅博

1 届出業者名等

京都市右京区嵯峨天龍寺広道町6番地12

早田工業所

早田 富男

2 変更事項（営業所の変更）

京都市右京区嵯峨伊勢ノ上町3-4から京都市右京区嵯峨天龍寺広道町6番地12に変更

（上下水道局下水道部管理課）